

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成30年10月4日

経理責任者
独立行政法人国立病院機構盛岡病院
院長 菊池喜博

1 競争に付する事項

- (1) 調達件名
うるち精米 5,500kg
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による
- (3) 履行期限(期間)
平成30年11月1日～平成31年10月31日
- (4) 履行場所
独立行政法人国立病院機構盛岡病院
- (5) 入札方法
第一交渉権者の決定は、最低価格方式をもって行う。
①入札者は、本体価格のほか、その他の契約に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
②第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金
免除

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第5条に規定される次の事項に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、競争に参加する資格を有しない。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
 - ①契約を締結する能力を有しない者
 - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条第1項各号に掲げる者
 - ④独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成27年規程第63号)第2条各号に掲げる者
 - (2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第6条に規定される次の事項に該当する者、当該事項に該当する者を使用する者で、その事実があった後一定期間を経過していない者は競争に参加する資格を有しない。
なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間を適応する。
 - ①契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ②公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - ③交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - ④監査又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - ⑤正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - ⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- ⑦前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当

たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
⑧前各号に類する行為を行った者

- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
①資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
②経営状況又は信用度が極度に悪化している者

- (4) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のA、B、C、Dの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者。
なお、競争参加資格を有しない申込者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。

3 入札手続等

(1) 担当部署

①〒020-0133 岩手県盛岡市青山1-25-1
独立行政法人国立病院機構盛岡病院事務部企画課 業務班長
電話：019-647-7513（直通） e-mail：109ey01@hosp.go.jp

②入札説明書及び仕様書等の交付方法
上記①にて交付する。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成30年10月25日（木）10時00分

独立行政法人国立病院機構盛岡病院 第3研修室

（ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、平成30年10月25日9時00分までに（1）の担当部署に必着すること。）

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出したものは無効とする。

(3) 価格交渉権及び契約者の決定方法

本公告及び入札説明書に従い、書類・資料を添付した入札書を提出した入札者であって、本入札公告及び入札説明書の競争参加資格及び仕様書等の要求、要件を全て満たし、当該入札者の入札書が、独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第21条及び第22条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、独立行政法人国立病院機構会計規程第54条によって第一交渉権を付された交渉権者と交渉を行い、独立行政法人国立病院機構会計規程第55条に基づき契約価格の決定を行った者を契約の相手方とする。

- (4) 契約書作成の要否
要

(5) その他

詳細は入札説明書による。